

VI 社会福祉充実計画等

Q 153

社会福祉充実残額の算定時期

社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならないのか。

A

社会福祉充実残額については、法第55条の2第1項の規定に基づき、社会福祉充実計画の実施期間中を含め、毎会計年度、算定しなければならないものである。

Q 154

社会福祉充実残額の使途

社会福祉充実残額はどのような使途に活用できるのか。

A

1 社会福祉充実残額の使途については、法人において、

- ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち①及び②に該当する事業以外のもの

の順にその実施を検討し、社会福祉充実計画にその事業内容を記載することになる。

2 その具体的な使途については、上記①から③までの事業の範囲で、職員処遇の改善や既存建物の建替、新規施設の建設のほか、新たな人材雇用、新たな取組に要する事業費など、法人が地域の福祉ニーズ等を踏まえた上で、一定の支出を伴う事業に充てる必要があり、最終的にはその経営判断の下、決定することとなる。

Q 155

措置費を社会福祉充実事業に充てることの可否

措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。

A

- 1 措置費や保育所委託費については、措置費等弾力運用通知において、措置費又は委託費収入の30%の範囲内で、当期末支払資金残高を翌年度に繰り越した上で、同一法人が運営する社会福祉事業等の費用に充てるのが可能とされている。
- 2 よって、前期末支払資金残高については、当該通知に定める使途の範囲内で、その全部又は一部を社会福祉充実残額に充当し、これを社会福祉充実事業として、既存の社会福祉事業や公益事業の充実又は新たな事業の実施に係る費用に充てるのが可能である。

Q 156

社会福祉充実残額の所轄庁への提出

社会福祉充実残額の算定結果は、所轄庁にどのような形で提出すればよいか。また、社会福祉充実残額が生じなかった法人についても、当該算定結果を所轄庁に提出する必要があるのか。

A

- 1 社会福祉充実残額の算定結果については、社会福祉充実残額が生じなかった法人を含め、毎会計年度、6月30日までに、「計算書類」及び「現況報告書」とともに、「社会福祉充実残額算定シート」に必要事項を記入の上、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用して入力を行う、又は当該シートを郵送又は電子メール等により送付することにより行うこととなる。
- 2 なお、「現況報告書」においても、社会福祉充実残額の有無や規模等の項目が設けられている。

Q 157

社会福祉充実残額の算定単位

社会福祉充実残額の算定は、法人全体として算定するのか、それとも施設種別単位で算定することになるのか。

A

個々の施設種別単位ではなく、法人単位の貸借対照表等を用いて、法人全体として算出することとなる。

Q 158

「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」

とは①

「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」とは、どのような場合か。

A

- 1 公認会計士・税理士等への意見聴取費用や社会福祉充実事業の実施に向けたマーケティング費用等に係る見積もりの結果、当該費用が社会福祉充実残額を上回っているような場合などが想定される。
- 2 なお、当該見積もりに係る書類は、「社会福祉充実残額の計算過程に関する書類」として、社会福祉充実残額算定シート及びその別添「財産目録様式」とともに、10年間保存しておく必要がある。

Q 159

「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」

とは②

社会福祉充実残額が正の数字となったものの、「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」に該当するような場合であっても、評議員会の承認、公認会計士・税理士等への意見聴取に係る義務は生じるか。

A

義務は生じない。

Q 160

控除対象財産の範囲①

人件費積立資産や施設整備積立資産については、何故控除対象財産とならないのか。

A

社会福祉充実残額の算定ルールは、全法人にとって公平なものであることが必要であることから、法人の任意でその多寡を決定できる積立資産については、会計上これが計上されていることのみをもって控除対象財産とはならない。

Q 161

控除対象財産の範囲②

措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、控除対象財産となるのか。

A

措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、控除対象財産とはならないが、措置費を原資とする積立資産には用途に制限があるため、それぞれの積立資産に係る用途制限の範囲内で、社会福祉充実計画の内容を検討の上、当該計画を作成することとなる。

Q 162

控除対象財産の範囲③

大規模災害に備えて計上している積立資産は控除対象財産となるのか。

A

- 1 大規模災害に備えて計上している積立資産については、控除対象財産の算定に当たって、最低限建物の建替等に必要な費用を考慮しているとともに、全法人に公平なルールを設定することが困難であることから、控除対象財産とはならない。
- 2 なお、大規模災害発生時には、法人の経営判断の下、社会福祉充実残額の有無にかかわらず、その保有する財産を活用することを妨げるものではない。

Q 163

控除対象財産の範囲④

共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産は控除対象財産となるのか。

A

共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産については、共同募金事業の性質上、寄付者から募金を集め、これを分配することが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。

Q 164

控除対象財産の範囲⑤

助成事業の原資となる積立資産は控除対象財産となるのか。

A

- 1 助成事業の原資となる積立資産については、助成事業の性質上、一定の積立資産を取り崩すなどにより、民間団体等に助成を行うことが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。
- 2 なお、社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を助成事業の原資に充てる場合については、当該計画に基づき、当該助成事業の実施経費として、法人外に支出されることが必要であることから、当該計画の実施期間において、社会福祉充実残額のうち、当該原資に充てるための積立資産等については、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除対象財産には該当しないものとして取り扱うこと。

Q 165

控除対象財産の範囲⑥

助成事業の原資として控除対象財産に該当する積立資産とは、どのような要件を満たせば良いか。

A

- 1 助成事業の原資となる積立資産として、控除対象財産に該当するためには、
 - ① 法人の定款において、助成事業を行うことが規定されるとともに、
 - ② 個別の助成事業の実施に係る要綱等が作成され、
現に当該積立資産が助成事業の原資として活用されていることが明確になっていることが必要である。

Q 166

控除対象財産の範囲⑦

社会福祉充実計画において、平成 29 年度に土地を購入し、平成 32 年度に当該土地に建物を建設して事業を開始する場合、平成 30 年度において当該土地を控除対象財産として良いか。

A

社会福祉充実計画に基づき、新たに取得した土地を控除対象財産として取り扱った場合、当該計画の実施期間中にもかかわらず、社会福祉充実残額がマイナスとなり、計画の終了に至ってしまうようなケースが出てくることなどが想定される。

よって、このような事態を回避するため、社会福祉充実計画に基づき新たに取得した土地及び建物（建設中のため建設仮勘定に計上している場合を含む。）に限っては、これらを控除対象財産とはせず、財産目録上、「社会福祉充実計画用財産」として別個に管理した上、当該土地等を取得した年度の次年度から計画を終了するまでの間、社会福祉充実財産の算定の際に、社会福祉充実残額から、当該貸借対照表価額を差し引くことができるものとする。

Q 167

控除対象財産の範囲⑧

法人に基金を設置し、当該基金の運用益を特定事業の費用に充てているが、このような場合、当該基金は控除対象財産に該当するものとして考えて良いか。

A

当該基金が国や自治体からの補助や第三者からの寄付等によって使途・目的等が明確に定められているものではない限り、控除対象財産には該当しない。

Q 168

控除対象財産の範囲⑨

社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合に、当該建設費用を控除対象財産として取り扱って良いか。

A

- 1 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合については、国庫補助等の内示を受け、又は建設会社等との契約が締結され、建設費用が相当程度確定している場合であって、翌年度における当該建物に係る着工時期が既に決定されているとき（これらの事実関係が書面により明らかである場合に限る。）には、当該建設費用のうち、自己資金（寄付金を含む。）相当額を「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除して差し支えない。
- 2 なお、当該自己資金相当額が現預金に計上されている場合の財産目録の記載方法については、Q 177の方法によること。

Q 169

控除対象財産の範囲⑩

都道府県等が実施する退職共済制度に加入している法人において、会計処理上、資産の部の退職給付引当資産に掛金を計上する一方、負債の部の退職給付引当金に約定の給付額を計上するなどにより、退職給付引当資産が退職給付引当金よりも多く計上されている場合に、当該差額部分は控除対象財産として取り扱って良いか。

A

- 1 ご指摘のような場合、資産の部に計上されている当該差額部分は、社会福祉充実残額として活用することが困難な資産であることから、控除対象財産に該当するものとして取り扱って差し支えない。
- 2 なお、この場合の財産目録の記載方法については、Q177の方法によること。

Q 170

控除対象財産の範囲⑪

法人設立時に、所轄庁から基本財産を3億円確保するよう指導された経緯があるが、現行の関係通知のルールに基づけば、必要な基本財産は原則1億円となる。このような場合であっても、控除対象財産の対象となる基本財産は1億円となってしまうのか。

A

- 1 法人設立時に、現行の関係通知に基づく金額以上の基本財産を確保するよう、所轄庁から指導を受けたような経緯がある場合であって、社会福祉充実残額の算定時においても引き続き当該基本財産を保有している場合には、当該経緯にも配慮し、法人設立時における定款に記載される額等客観的に明らかな額の範囲において、控除対象とすることができるものとする。
- 2 よって、ご指摘のような場合であって、当該事実が客観的に確認できる書類がある場合には、3億円全額を控除対象として差し支えない。

Q 171

控除対象財産の範囲⑫

「国や自治体からの補助を受け、又は寄附者等から用途・目的が明確に特定されている寄附金等により設置された積立資産等」とは、どのようなものを想定しているのか。

A

- 1 「国や自治体からの補助を受けて設置された積立資産等」については、生活福祉資金貸付事業や介護福祉士等修学資金貸付事業による貸付原資などが該当する。
 - 2 また、「寄附者等から用途・目的が明確に特定されている寄附金等により設置された積立資産等」については、寄附金や会費等の募集に当たってあらかじめ定められた募集要綱や会則等又は寄附者による寄附申込書等において、特定された用途が明記されているものにより設置された積立資産や現預金、有価証券が該当する。
 - 3 なお、上記「特定された用途」とは、「法人運営全般」といったような、その用途に法人の広範な裁量性のあるものは該当せず、「〇〇施設の運営」、「〇〇事業の実施」など、要綱等において、事業の種類が特定されていることが必要である。
- ※ 寄附金の用途について、法人が寄附者等から、広範な裁量を委ねられているのであれば、当該寄附金が社会福祉充実残額に充当されたとしても、結果として法人が実施する事業に還元されるものであり、寄附者等の意向とは矛盾が生じないものと考えられる。

Q 172

控除対象財産の範囲⑬

「国や自治体からの補助を受け、又は寄附者等の第三者から用途・目的が明確に特定されている寄附等の拠出を受け、設置された積立資産等」に、法人の自主財源が一部混在している場合、当該積立資産は全額控除対象財産として良いか。

A

- 1 ご指摘のような場合、原則として法人の自主財源相当額を除き、国や自治体からの補助や第三者からの寄附等及びその運用益相当額が控除対象財産となるものであるが、当該積立資産の設置から相当程度の年数が経過するなどにより、これらを区分することが困難な場合には、平成29年3月31日時点における当該積立資産の全額を控除対象財産として差し支えない。
- 2 ただし、平成29年4月1日以降に、当該積立資産への法人の自主財源を繰り入れた場合、当該自主財源相当額については控除対象財産とはならない。よって、平成29年3月31日段階における積立資産の額と、平成29年4月1日以降に当該積立資産に繰り入れた自主財源相当額とをそれぞれ区分して把握しておくこと。

Q 173

対応基本金の調整

対応基本金の調整において、3号基本金相当額を除くのはなぜか。

A

- 1 対応基本金については、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金全額を控除していることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、当該不動産等の価値に含まれる基本金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。
- 2 しかしながら、3号基本金相当額については、「施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額」であり、不動産等の価額と直接関係するものではないことから、対応基本金の調整において3号基本金相当額を除くことができることとしたものである。
- 3 なお、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、3号基本金相当額が不明な場合には、当該3号基本金相当額を含め、基本金全額を差し引くものとする。

Q 174

対応負債の調整

対応負債の調整において、1年以内返済予定設備資金借入金等特定の科目の合計額とするのはなぜか。

A

- 1 対応負債については、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、当該不動産等の価値に含まれる借入金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。
- 2 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、建物・設備に係る資産額が大部分を占めることとなるが、対応負債の算定に当たっては、概ね貸借対照表における①1年以内返済予定設備資金借入金、②1年以内返済予定リース債務、③設備資金借入金、④リース債務の合計額に相当するものと考えられることから、当該合計額を対応負債として擬制し、事務の簡素化を図ることとしたものである。

Q 175

財産目録の記載①

財産目録の記載に当たって、ある科目に記載すべき資産の数量が大量にある場合、控除対象となる資産と、控除対象とはならない資産の2つに区分した上で、当該区分ごとに、代表例を記載し、それぞれ数量を記載（〇〇ほか〇個）する方法によることは可能か。

A

- 1 財産目録の記載に当たって、資産の数量が大量にある場合、拠点単位で記載しなければならないこととしている土地・建物を除き、貴見のとおり取り扱って差し支えない。
（具体的な記載例）車輛運搬具の場合
【控除対象】（会社名）（車輛商品名）ほか20台
【控除非対象】（会社名）（車輛商品名）ほか5台

Q 176

財産目録の記載②

財産目録の記載に当たって、現預金については、原則として控除対象財産とならないこととされているが、貸付事業の原資などを現預金として計上している場合、どのように取り扱うべきか。

A

- 1 財産目録の記載に当たって、現預金の中に貸付事業の原資など、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」に該当する資産が計上されている場合については、例外的に、現預金の欄を、控除対象とすべき資産と、控除非対象の財産の2段に分けて記載するものとする。

(具体的な記載例)

【控除対象】 ○円 ○○事業貸付原資として

【控除非対象】 ○円

Q 177

再取得に必要な財産の算定①

「再取得に必要な財産」の算定は、建物単位で行うこととされているが、増築又は改築・大規模修繕を行っているような場合は、どのような単位で算定すべきか。

A

- 1 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、増築を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、増築部分を区分してそれぞれ計算を行うものとする。この際、財産目録についてもこれらを区分することが必要である。ただし、これにより難しい場合については、これらを区分せず本体建物と一体のものとして、合算して算定を行うことができるものとする。(なお、この場合の建物取得年度については、本体建物の取得年度とする。)
- 2 また、改築・大規模修繕を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、改築・大規模修繕部分を合算して計算を行うものとする。ただし、改築・大規模修繕部分が面積の拡充を伴う場合など、これらを区分することが可能な場合については、区分して算定を行うことができるものとする。(この場合の建物取得年度については、それぞれの取得年度とする。また、財産目録についても区分することが必要である。)

Q 178

再取得に必要な財産の算定②

「再取得に必要な財産」の算定に当たって、本体建物部分と、増築部分とに区分して計算を行う場合に、照明設備等の建物付属設備の更新費用など、両者が一体不可分であって、これらを明確に区分できない固定資産については、どのように取り扱うべきか。

A

本体建物部分と増築部分とが一体不可分な固定資産については、建物延床面積割合などの合理的な方法により按分することとする。

Q 179

再取得に必要な財産の算定③

中古物件を取得した場合の「再取得に必要な財産」の算定方法とは。

A

中古物件を取得した場合には、当該取得価額の範囲内で、減価償却を行うこととなり、当該減価償却累計額を基に「再取得に必要な財産」を算定することとなる。

Q 180

減価償却累計額の算定①

減価償却累計額の算定に当たって、建物のうち、建物付属設備については、どのように取り扱うべきか。

A

- 1 社会福祉法人会計基準において、貸借対照表上、「建物」に計上すべき金額は、「建物及び建物付属設備」としているところであり、減価償却累計額の算定に当たっては、建物ごとに、当該建物付属設備を含む金額を計上することとなる。
- 2 なお、建物取得年度の記載に当たっては、建物と建物付属設備の取得年度が異なる場合であっても、建物付属設備の取得・更新時期にかかわらず、建物の取得年度とすること。

Q 181

減価償却累計額の算定②

減価償却累計額の算定に当たって、基本財産に位置付けている建物 A の建物付属設備について、建物 A 建設当初のものについては基本財産に計上し、その後に増設した付属設備については、その他の固定資産における構築物に計上しているような場合、どのように取り扱うべきか。

A

ご指摘のような場合、建物付属設備については、「構築物」ではなく、「建物」の勘定科目を用いるとともに、建物 A の取得年度に応じた建設工事費デフレーターを用いること。

Q 182

建物建設時の 1 m²当たりの単価の算出

建物建設時の 1 m²当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、どのように取り扱うべきか。

A

建物建設時の 1 m²当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、床面積は考慮せず、取得年度に応じた建設工事費デフレーターを使用するものとする。

Q 183

一般的な自己資金比率の設定

一般的な自己資金比率はどのように設定されているのか。また、この値はいつ見直されるのか。

A

- 1 一般的な自己資金比率については、「社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研究」（一般社団法人日本医療福祉建築協会）において、社会福祉法人の施設建設時の自己資金（寄付金を含み、借入金及び補助金を除く。）の実態を調査し、当該結果を踏まえ、全ての施設種別に共通する平均的な比率として設定している。
- 2 また、これは、近年の補助金比率の変動を的確に反映させる観点から、直近5年間に建設された施設のデータを用いている。
- 3 なお、平成30年度以降の具体的な比率については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の稼働状況を踏まえつつ、当該システムから得られたデータを元に、必要な見直しを定期的に行っていくこととしている。

Q 184

建設時の自己資金比率①

自治体から建物の無償譲渡を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。

A

自治体から建物の無償譲渡を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該建物の入手に当たって、法人としての自己資金は投入されていないことから、建設時の自己資金比率としては0%となるものであり、一般的な自己資金比率である22%を適用することとなる。

Q 185

建設時の自己資金比率②

個人から建物の寄附を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。

A

個人から建物の寄附を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該自己資金比率の算定時に自己資金には寄附金を含むこととしていることから、建設時の自己資金比率としては100%となる。

Q 186

建設時の自己資金比率③

建設時の自己資金比率については、「当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の取得価額」の計算式により、算出することとされているが、この場合の自己資金額には、どのような費用を含めれば良いか。

A

- 1 建物建設時の自己資金額については、建物本体の建設費用のほか、土地造成費、既存建物解体費、仮移転等費用及び設計監理等費用、建物と一体的に整備した設備（厨房設備、機械浴槽等）や外構工事費等の合計額に係る自己資金相当額とすることができるものとする。
- 2 ただし、土地の取得費用は含まない。

Q 187

大規模修繕費の実績額の記載

大規模修繕費の実績額の記載に当たって、どのような費用を大規模修繕費として捉えれば良いか。

A

- 1 大規模修繕費は、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修するものや応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものとする。なお、ここでいう大規模修繕費とは、会計処理上、固定資産に計上される資本的支出に限られるものではなく、上記のような工事に係る支出の合計額をいうものである。
- 2 また、大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に以下の計算式によることができることとしているが、上記の工事に係る支出について、一部でも不明な場合には、当該計算式によることとして差し支えない。

(計算式)

建物に係る減価償却累計額×別に定める割合×{建物に係る貸借対照表価額÷(建物に係る貸借対照表価額+建物に係る減価償却累計額)}

Q 188

主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例①

「主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例」については、「再取得に必要な財産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を下回る場合は、施設・事業所の経営の有無に関わらず、これに該当する全ての法人がその適用を受けられるものと考えて良いのか。

A

そのとおり。

Q 189

主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例②

「主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例」の要件に該当する場合であっても、法人の判断として特例の適用を受けないことは可能か。

A

可能である。

Q 190

社会福祉充実残額の会計処理上の計上

社会福祉充実残額は、会計処理上、その他の積立金及び積立資産として計上する必要があるのか。

A

社会福祉充実残額については、会計基準による会計処理とは別の概念であることから、必ずしもその他の積立金（積立資産）として計上する必要はなく、社会福祉充実残額をどのような形で保有するかは法人の裁量である。

Q 191

社会福祉充実残額の算定①

「活用可能な財産」の額が、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のいずれかを下回る場合、その他の計算を省略して良いか。

A

- 1 そのとおり取り扱って差し支えない。
- 2 なお、この場合、社会福祉充実残額算定シートの記入に当たっては、「活用可能な財産」の欄が記載された上で、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のうちの一部の計算結果が記載され、これらを比較した結果、明らかに「活用可能な財産」の額が下回っていることが判別できるようになっていることが必要である。

Q 192

社会福祉充実残額の算定②

社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であっても、社会福祉充実計画を作成する必要があるのか。

A

- 1 社会福祉充実残額の算定の結果、社会福祉充実残額が極めて少額であり、社会福祉充実計画を策定するコストと比較して、これを下回るような場合には、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能なものとして、社会福祉充実計画を作成することは要しない。
- 2 ただし、法人の判断により、これと他の財源を組み合わせ、一定の財源を確保することにより、社会福祉充実計画を策定し、これに基づき社会福祉充実事業を実施することを妨げるものではない。

Q 193

社会福祉充実計画の内容①

社会福祉充実計画において、災害等のリスクに備えた積立てを行う、又は単に外部の社会福祉法人に資金を拠出するといった内容を記載することは可能か。

A

- 1 社会福祉充実計画については、法第55条の2第1項において、「既存事業の充実又は既存事業以外の新規事業の実施に関する計画」と定義されている。
- 2 このため、社会福祉充実計画の内容は、法人が社会福祉充実残額を活用し、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや給付等を、③新たに実施するそれらの充実を図るための支出を行う、事業の実施に関する計画であることが求められるものである。
- 3 したがって、事業実施時期の見通しを明らかにせずに単に資金の積み立てを行う、又は単に資金を拠出するといった内容の計画は認められない。（資金の拠出に併せて、外部の法人の取組や事業に、当該法人の役職員が一定の関わりを持つような場合には、事業の実施に関する計画として認められることはあり得る。）

Q 194

社会福祉充実計画に記載すべき事業内容①

社会福祉充実計画に盛り込むべき内容として、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや給付等を、③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行うこととされているが、具体的にはどのように理解すれば良いか。

A

ここでいう「一定の対象者」とは、法人が実施する事業の利用者又は法人職員、地域住民のいずれかを指すものであり、計画上、これが明確に特定されていることが必要である。

また、「受益的なサービスや給付等」とは、上記の対象者が具体的又は反射的に利益を享受するサービスや給付等であることが必要である。

さらに、「新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」とは、計画実施期間中に、新たに上記のサービスや給付等を創設する、又は既存のサービスや給付等について、対象者の拡大や実施回数の増加、プログラム内容の充実、設備の充実による利用者の生活環境の改善など、これまでのサービス水準等を向上させるための取組に係る支出を行うことをいうものである。

Q 195

社会福祉充実計画に記載すべき事業内容②

社会福祉充実計画に記載すべき事業内容は、どのような内容を記載すべきか。

A

社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産の用途等について、国民に対する説明責任の強化を図るために行うものであることから、国民が計画に位置付けられた事業の目的や内容を十分に理解できるよう、可能な限り具体的に記載されることが必要である。

具体的には、Q194の回答のとおり、社会福祉充実計画は、「一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等を、新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」ことを内容とする計画であることから、少なくとも、

- 1 誰を対象にして
- 2 どのような「サービスや給付等」を実施し
- 3 それにより、対象者がどのような利益を享受し、
- 4 それにどの程度のコストをかけることを予定しているのか

といった内容が明確に記載されている必要がある。

Q 196

公益事業のみとする社会福祉充実計画

社会福祉充実計画において、法人における検討の結果、第1順位である社会福祉事業は実施せず、第2順位である地域公益事業又は第3順位である公益事業のみを実施することは可能か。

A

可能である。

Q 197

社会福祉充実計画の内容②

社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を将来において見込まれる既存事業の赤字により費消するといった内容を記載することは可能か。

A

このような内容は、既存事業の充実にはあたらず、計画の内容としては認められないものである。

Q 198

社会福祉充実計画の内容③

社会福祉充実計画において、建物に係る借入金を返済するといった内容を記載することは可能か。

A

社会福祉充実計画は、一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等の実施又は充実を図るための支出を行う事業の実施に関する計画が求められることから、単に既存の借入金を返済するといった内容の計画は認められない。

Q 199

社会福祉充実計画の内容④

社会福祉充実計画においては、事業費を記載することとされているが、当該事業費は、社会福祉法人会計基準に定める事業費に限定され、人件費や事務費は含まないという理解で良いか。

A

社会福祉充実計画に記載する事業費については、人件費や事務費を含め、社会福祉充実残額に係る「支出」全体を記載するものである。

Q 200

社会福祉充実事業の振り替え

法人が既に実施している事業を社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業に振り替えることは可能か。

A

社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、地域の福祉ニーズを踏まえた上で、対象者や事業内容の充実を図るなど、既存事業の見直しを行った上で、これを社会福祉充実事業として実施することは可能である。

Q 201

社会福祉充実計画の内容⑤

社会福祉充実計画において、退職職員の補充を行うことは可能か。

A

社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、単に退職職員の補充を行うことのみならず、次の全部又はいずれかの視点から、「既存事業の充実」につながる新たな取組を伴うものであることが必要である。

- ① 日中のケアや支援プログラムの充実など、利用者に対するサービスの充実
- ② 職員の増員や有資格者の採用、職員研修プログラムの拡充など、職員に対する処遇の充実

Q 202

社会福祉充実計画の内容⑥（職員の給与改善①）

社会福祉充実計画において、職員の給与改善を行う場合、当該改善を行う職員に係る給与全額を盛り込んで良いか。それとも改善に係る相当額のみを盛り込むべきか。

A

社会福祉充実残額は、計画を策定した会計年度以降に新たに発生するコストに充てるべきものであることから、社会福祉充実計画において職員の給与改善を行う場合は、改善に係る相当額のみを対象とすべきである。

具体的には、計画を策定した前会計年度における法人単位資金収支計算書の「人件費支出（「役員報酬支出」を除く）」を超える必要額が基本となる。

Q 203

社会福祉充実計画の内容⑦（職員の給与改善②）

平成30年度に策定する社会福祉充実計画において、平成29年度の給与規程の改正に基づき、職員の給与改善の実施を盛り込むことは可能か。

A

給与規程の改正時期にかかわらず、前年度の給与支給額と比較して、計画策定年度に改善する部分があれば、当該部分について社会福祉充実計画に盛り込むことは可能である。

ただし、社会福祉充実残額の活用は、社会福祉充実計画の承認日以降となるので留意すること。

Q 204

社会福祉充実計画の内容⑧

社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合、「既存事業の充実」に資するものとするため、必ず定員の増加を伴うものでなければならないと解すべきか。

A

社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合であっても、「既存事業の充実」に資する事業を実施することが必要となるが、定員の増加を伴わない場合であっても、

- ① 居室の個室・ユニット化や居室面積の拡充、利用者が使用できる共有スペースの充実などによる利用者の生活環境の向上
- ② 先進福祉機器等の導入による利用者ケアの充実
- ③ ICT設備等の導入による職員の業務効率化

などを通じて、既存事業の充実を図ることは可能であると考えられ、必ずしも定員の増加を伴う必要はない。

Q 205

社会福祉充実計画の内容⑨

社会福祉充実計画において建物の建設を行う場合、当該計画には建設の着工及び竣工までを盛り込むことで足りるか。

A

社会福祉充実計画は、「既存事業の充実又は新規事業の実施」に関する計画とされていることから、少なくとも計画実施期間中に事業開始時期を見込むことが必要であり、建物の新設、建替等を行う場合には、建設の着工及び建物が竣工するのみならず、当該建物を活用した事業が開始するまでを計画に盛り込む必要がある。

Q 206

社会福祉充実計画の承認（判断が難しい事例）

社会福祉充実計画の承認に当たって、判断が難しい事例がある。当該事例ごとにその適否を示されたい。

A

社会福祉充実計画の承認に当たって、次表のような判断が難しい事例については、その適否をそれぞれ掲げるとおり判断すべきと考える。

	事例	考え方	適否
1	既存建物の修繕（附属設備の更新含む。）	修繕により、建物内外の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単なる現状復旧のための修繕・補修費用など、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
2	太陽光パネルの設置等省エネ設備の整備	省エネ設備の整備により、経営の安定化や設備の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単に消費電力が省力化するなど、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
3	倉庫の建替	倉庫の建替に併せて、災害時用の備蓄品の備蓄を行うなど、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。	△
4	将来の不動産取得等のための積立て・資産運用	計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないとともに、事業費として外部に支出がなされていないことから、不可。	×
5	将来的に事業を実施するための不動産取得	計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （計画実施期間中に、不動産取得に加え、事業の開始までが予定されていれば可。）	×
6	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の全部取得	法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○

7	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の一部取得 ※ 現に賃借をしている土地の一部のみ取得するような場合	提供されるサービス内容に何ら影響を及ぼさないことから、不可。 (一部取得と併せて、増改築等を行うことにより、併せて建物の機能向上等を図る場合には、可。)	×
8	送迎車両の更新	建物とは異なり、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 (再取得に必要な費用は控除対象財産として控除済み。ただし、電動リフト搭載車に変更するなど、サービスの向上に資する更新となっている場合には、可)	×
9	送迎車両の台数の増加	送迎車両の台数の増加により、送迎回数が増加するなど、利用者等の利便性の向上に資する内容となっている場合には、可。	△
10	駐車場の拡張	職員の通勤効率化、家族との交流の活性化などに資する内容となっている場合には、可。	△
11	会議室の設置	○ ケアカンファレンスの活性化などにより、利用者等に対するサービスの質の向上に資する内容となっている場合には、可。	△
12	防災・防犯設備の導入	利用者等の安全確保に資することから、可。	○
13	建物の耐震化診断	現行の耐震化基準導入以前に建設された建物について、現行の基準を満たしているか不明な場合に診断を行うことは、利用者等の安全確保に資することから、可。	○
14	従業員向けの退職金等に係る保険加入や給食の実施等福利厚生の実施	職員の処遇改善に資することから、可。	○
15	会計監査や内部統制向上支援、事務処理体制向上支援の実施	法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○
16	第三者評価の受審	利用者等に対するサービスの質の向上に資することから、可。	○

Q 207

社会福祉充実計画の承認①

社会福祉充実計画の承認に当たって、当該計画に複数の事業が盛り込まれている場合であって、要件を満たす A 事業と、要件を満たしていない B 事業とが混在している場合、どのように取り扱うべきか。

A

B事業については、社会福祉充実計画には盛り込むことはできず、原則として計画から削除することが必要である。

ただし、B事業がA事業と一体的に行われるものである場合には、A事業の中にB事業を包含させる修正を行った上で、計画全体を適当なものとして取り扱って差し支えない。

Q 208

社会福祉充実計画の実施期間の延長

社会福祉充実計画の実施期間については、原則5か年度以内のところ、合理的な理由があると認められる場合には10か年度以内とすることができることとされているが、具体的な判断基準とは。

A

社会福祉充実計画の実施期間を10か年度以内とするに当たって「合理的な理由」がある場合とは、法人において、計画上、社会福祉充実事業の事業目的を達成するために必要な期間が10か年度を要するという理由を相当程度明らかにしていれば足りるものであり、例えば次のような理由が考えられる。

- ① 計画において、10か年度にわたり社会福祉充実事業を継続する内容となっていること
- ② 計画において、6か年度目以降に建物の建替や新規事業所の開設などを行う内容となっていること

Q 209

社会福祉充実計画の承認②

実施期間を5か年度とする社会福祉充実計画の申請がなされ、内容を確認したところ、2か年度で社会福祉充実残額全額を費消するような場合であっても、5か年度の計画として承認して良いか。

A

社会福祉充実計画は、申請を行う年度の前会計年度に発生した社会福祉充実残額の使途を明らかにする性質のものであることから、社会福祉充実残額がゼロとなった時点で、計画の実施期間を終了させることが必要であり、ご指摘のような場合については、2か年度の計画として承認する必要がある。

Q 210

社会福祉充実計画における確認書

社会福祉充実計画原案について、評議員会で承認を受けた後に、公認会計士・税理士等に確認書の作成を依頼することは可能か。

A

可能であるが、公認会計士・税理士等による確認の結果、社会福祉充実計画原案を修正する場合には、再度、評議員会に諮る必要がある。

Q 211

社会福祉充実計画の申請地域①

社会福祉充実計画について、複数地域で事業を実施する場合、どの地域で申請を行うべきか。また、事業の実施地域についての制限はあるのか。

A

- 1 社会福祉充実計画については、社会福祉充実事業を行う地域に関わらず、法人の所轄庁に対して、申請を行うこととなる。
- 2 また、社会福祉充実事業の実施地域についての制限はなく、社会福祉充実残額の規模などを踏まえ、法人が判断することとなる。

Q 212

社会福祉充実計画の確認

社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役職員でも可能か。

A

理事長を除き、可能である。

Q 213

社会福祉充実計画の策定に当たっての専門家の意見

社会福祉充実計画の策定に当たって、公認会計士等の専門家の意見を聴くとされているが、所轄庁が承認する際にも、同様の手続きを行う必要があるのか。

A

社会福祉充実計画の承認に当たって、所轄庁が改めて公認会計士等の専門家の意見を聴く必要はない。

Q 214

社会福祉充実計画に係る所轄庁等の調整

複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は市町村社会福祉協議会若しくは都道府県社会福祉協議会がこれを調整することは可能か。

A

- 1 このような場合、所轄庁又は社会福祉協議会が広域的な調整を行うことは可能であるとともに、地域協議会の場を活用することも考えられる。
- 2 ただし、最終的な事業実施に係る判断は法人が行うべきものであることから、法人の意向や自主性に十分配慮を行うことが必要である。

Q 215

確認書の作成に要する費用

公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用は、社会福祉充実残額を充てることができるのか。

A

公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用については、社会福祉充実計画の策定に必要な費用として、これに社会福祉充実残額を充てて差し支えない。

Q 216

社会福祉充実計画書の記載方法

社会福祉充実計画の事業費が社会福祉充実残額を上回る場合、計画書における事業費等の記載方法はどのようにすればよいか。

A

このような場合、「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A (vol. 3)」(平成30年1月23日付事務連絡) 34ページの記載例を参考にすること。

Q 217

社会福祉充実計画の時期の変更

当初策定した社会福祉充実計画(実施期間:5年間)について、実施期間内に変更を行った場合、当該計画の実施期間は、変更年度から5年間までの計画に延長されるという理解でよいか。

A

- 1 社会福祉充実計画の実施期間については、変更の有無やその時期にかかわらず、原則として、当初策定した計画の実施期間の満了の日までが有効となるものであり、変更によって当然に実施期間が延長されるものではない。
- 2 ただし、社会福祉充実計画の実施期間は最大10年間としていることから、合理的な理由がある場合には、当初策定年度から10年間の範囲内で、計画の終了時期の変更を行うことは可能である。

Q 218

社会福祉充実計画の変更①

当初策定した社会福祉充実計画において、単身高齢者の見守りを行う事業の実施が予定されていたところ、計画実施期間の途中で、建物の建替を行う事業へと、計画の内容が抜本的に変更されるような場合、変更申請により対応してよいか。

A

当初策定した計画の内容を抜本的に見直すような場合、計画の変更ではなく、一旦計画を終了し、改めて新規計画を策定することが適当である。

Q 219

社会福祉充実計画の変更②

社会福祉充実計画の変更にあたって、承認申請事項と届出事項とが混在する場合、それぞれ別々の書類を提出させるべきか。

A

変更後の社会福祉充実計画において、文末にカッコを付すなど、承認申請事項と届出事項が明確に判別できるようになっていれば、これらを一体的に取り扱うことも差し支えない。

Q 220

社会福祉充実計画の変更③

社会福祉充実計画の変更は、どのような時期に行うべきか。

A

社会福祉充実計画の変更は、毎会計年度に算定される社会福祉充実残額の状況を反映することが必要であることから、災害の発生など、計画策定時からの大幅な事情変更がある場合を除き、原則として、毎会計年度、所轄庁へ計算書類等を提出する時期（6月30日）に併せて行うものとする。

なお、計画の変更承認手続きについては、法第55条の3第1項において「あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない」とされていることから、上記の時期では事前に所轄庁の承認を得ることが困難な場合には、この限りではない。

※ 他方、計画の変更届出については、法第55条の3第2項において「遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない」とされていることから、事後の届出で可。

Q 221

社会福祉充実計画の変更④

承認社会福祉充実計画において、事業開始時期が8月1日とされていたところ、実際の事業開始時期は9月1日となり、また、事業費についても変動が見込まれる。このような場合についても計画の変更は必要なのか。

A

計画の変更を行わない限りにおいては、社会福祉充実残額を算定し、その結果（社会福祉充実残額算定シート）を計算書類等とともに、6月末までに所轄庁あて届け出ることにより足りるものである。

承認社会福祉充実計画の変更手続きについては、事務処理基準10に規定するとおり、社会福祉充実計画が「承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らかにする」といった性質のものであることから、実績との乖離が生じたことをもって計画の変更手続きを行う必要はない。

当該変更手続きについては、

- 1 社会福祉充实事業の対象者に大きな影響を及ぼす内容か、
- 2 将来に渡って影響を及ぼす内容か、
- 3 地域住民に公表すべき内容か、

といった観点から、法人において計画変更の必要性を検討し、法人において必要と判断する場合に行うことが必要となるものである。

よって、「事務処理基準10」に規定する表は、法人が社会福祉充実計画の変更が必要と判断した場合において、変更承認手続又は変更届出手続のいずれを行うべきかを区分するための判断基準となるものであること。

Q 222

社会福祉充実計画の変更⑤

承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、それのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。

A

- 1 承認社会福祉充実計画に記載される社会福祉充实事業に充てる社会福祉充実残額については、申請時点における計画上の見込額であることから、実際上の社会福祉充実残額が変動したことをもって計画の変更手続きを行う必要はない。
- 2 ただし、実際上の社会福祉充実残額の変動に伴い、法人が計画上の社会福祉充実残額に併せて事業費の変更を希望する場合又は実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合など、計画上の社会福祉充実残額と大幅な乖離が生じ、再投下すべき事業費を大幅に増額できる状態にある場合等には、計画の変更手続きを行うことが必要である。

Q 223

社会福祉充実計画の変更⑥

実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合は、計画の変更を行うことが必要とされているが、「計画策定時の見込み」とは具体的にどの値を指すか。

A

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準別紙1の計画様式における1. 基本的事項の「会計年度別の社会福祉充実残額の推移」の欄に記載されたそれぞれの年度の値)との比較を行うものである。

Q 224

社会福祉充実計画の変更⑦

社会福祉充実計画により購入した土地が当該計画の実施期間満了まで控除対象財産とならないことにより、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合、計画の変更を行う必要があるのか。

A

ご指摘のような場合、実際上の社会福祉充実残額から、当該土地等の固定資産に係る貸借対照表価額分を差し引いた額と、計画額とを比較すること。

この場合、財産目録において社会福祉充実計画用財産として、これを特定できるようにすることが必要であり、具体的な記載方法については、以下のとおりとすること。

(具体的な記載例)

【控除非対象】土地 ○○円 社会福祉充実計画用財産

Q 225

緊急的支出のための社会福祉充実残額の活用

法人において緊急的な支出の必要性が生じた場合に、所轄庁の承認を得ずに、社会福祉充実残額をその支出に充てることはできるのか。

A

- 1 可能である。
- 2 ただし、法人は、社会福祉充実計画に従って事業を行わなければならないことから、社会福祉充実残額の大幅な減少につながるような支出を行う場合には、所轄庁とも相談の上、必要に応じて社会福祉充実計画の変更等の手続きを行うことが適当である。

Q 226

社会福祉充実残額の不足

社会福祉充实事業について、予測できない財務状況の変化等により、明らかに社会福祉充実残額が不足する事態となった場合、どのような対応をすればよいか。

A

法第55条の4の規定に基づき、社会福祉充実計画を終了することとなる。

Q 227

社会福祉充実残額算定シートの公表

社会福祉充実計画の公表に当たって、社会福祉充実残額算定シートについても併せて公表する必要があるのか。

A

社会福祉充実計画の公表に当たっては、所轄庁からの承認を受けた計画本体を公表すれば足りるものであり、必ずしも社会福祉充実残額算定シートを公表しなければならないものではない。

Q 228

社会福祉充実計画の公表（母子生活支援施設など）

社会福祉充実計画の公表に当たって、母子生活支援施設を運営している場合など、法人の所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障を及ぼすおそれがある場合、どのように対応すれば良いか。

A

社会福祉充実計画の公表に当たって、法人の所在地や連絡先、事業実施地域などを公表することにより、利用者等の安全に支障を及ぼすおそれがある場合には、該当項目を白塗りとした上で、公表することも可能である。

ただし、所轄庁に対する承認申請の際には、全ての項目が記載されている必要があるので、留意すること。

Q 229

社会福祉充実計画の実績の公表

社会福祉充実計画の実績の公表はどのような様式で行えば良いか。

A

法人の任意の様式で差し支えないが、法人における事業報告において記載を加えることなどの方法が考えられる。

Q 230

社会福祉充実計画の申請地域②

〇〇市の所管法人が社会福祉充実計画の承認申請を行うに当たって、当該計画において〇〇市以外での事業所の開設を含む内容となっていることから、当該計画が承認されれば、年度の途中から所轄庁が〇〇市から□□県に変わる事となる。このような場合、6月30日時点の旧所轄庁（〇〇市）に計画の承認申請を行うべきか、それとも事業実施後の新所轄庁（□□県）に申請を行うべきか。

A

- 1 ご指摘のような場合、法人は旧所轄庁（〇〇市）に計画の承認申請を行い、旧所轄庁が承認を行うものとする。
- 2 この際、旧所轄庁においては、計画の承認に当たって、市域外での事業実施の適否について新所轄庁の意見を求めるなど、新旧所轄庁において十分な連携を図ること。
- 3 なお、計算書類等の提出についても、旧所轄庁あて行うこと。

Q 231

社会福祉充実計画の2年目以降の手続き

承認社会福祉充実計画については、2年目以降、どのような手続きが必要となるのか。

A

計画の変更を行わない限りにおいては、社会福祉充実残額を算定し、その結果（社会福祉充実残額算定シート）を計算書類等とともに、6月末までに所轄庁あて届け出ることにより足りるものである。

Q 232

不適法な社会福祉充実計画

法人から申請のあった社会福祉充実計画について、本来記載すべき内容が記載されていない又は事業内容がQ193に掲げる要件に明らかに適合していないなど、不適法な内容である場合、所轄庁においては、どのように取り扱うべきか。

A

計画の変更を行わない限りにおいては、社会福祉充実残額を算定し、その結果（社会福祉充実残額算定シート）を計算書類等とともに、6月末までに所轄庁あて届け出ることにより足りるものである。

法人から申請のあった社会福祉充実計画が不適法な内容である場合、所轄庁においては、原則として以下のような手順により、対応すべきである。

- 1 不適法な理由を明らかにした上で、一定の期限までに申請内容の修正を指導
- 2 1の指導に従わない場合、申請に対する不承認を通知するとともに、一定の期限までに計画の再提出を指示
- 3 2の指示に従わない場合、社会福祉法第56条の規定に基づき、改善勧告や改善命令、役員解職勧告等を順次実施

なお、所轄庁において、判断が難しい個別の事案がある場合については、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて照会されたい。

Q 233

地域における公益的取組とは

社会福祉法の改正により地域における公益的取組を実施する責務が規定されたが、公益的取組とはどのようなことか。また地域公益事業との違いは何か。

A

1 社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないことが規定された。

社会福祉法人は、従来、様々な事業を無料又は低額な料金により展開してきたが、社会環境の変化に伴い、多様化・複雑化する福祉ニーズを充足し、地域社会に貢献するという社会福祉法人の本来の役割を明確化することが背景にある。

社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人に公益的取組として提供するよう努める義務が課されたサービスは、以下の3点を満たすものである必要がある。

(1) 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって提供されるサービスであること。(社会福祉と関連のないサービスは含まれない。)

(該当性を判断する参考—国通知)

- ・地域の障がい者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当しえるが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことができるものであるが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

(2) 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して提供されるサービスであること。(心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を必要とするものが含まれる。)

(該当性を判断する参考—国通知)

- ・要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得るが、自ら異動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことができるものであるが、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・子育て家族への交流の場の提供は該当し得るが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行いうるものであるが、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得るが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことができるものであるが、「地域における公益的な取組」には該当しない。

(3) 無料又は低額な料金で提供されるサービスであること。(サービス提供のための費用を下回る

料金を徴収して提供するサービス、又は、料金を徴収せずに提供するサービスであることを意味する。)

(該当性を判断する参考—国通知)

- ・自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しないが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得る。
- ・法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当する。

2 社会福祉法第 24 条 2 項が規定する地域における公益的取組は、全ての社会福祉法人の責務であり、継続的に行われるものではない取組も含まれる。

他方。地域公益事業は、社会福祉充実残額を保有している法人が、その財産を活用する社会福祉充実計画に位置付ける事業の一つである。

3 公益的取組を行う際に留意する点としては、①公益的取組のうち、継続的に行われるものではない取組については、定款の変更を必要としないこと。②地域における公益的な取組の実施に当たっては、福祉各法に基づき基準や運営費等に係る取扱いに即して実施し、社会福祉事業の適切な実施に影響が及ばないように留意すること等が挙げられる。

Q 234

社会福祉法人情報の公表

改正法により社会福祉法人の情報公開についてどのように規定されたのか。

A

平成 28 年改正法により、社会福祉法人はその公益性を踏まえ、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければならないと規定された（法第 59 条の 2 第 1 項、規則第 10 条第 1 項）。

- ・ 定款の内容（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき）
- ・ 役員等報酬基準（評議員会の承認を受けたとき）
- ・ 法第 59 条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容（注 1）（届出をしたとき）

（注 1）厚生労働省令で定める書類（規則第 10 条第 3 項）。

- ・ 計算書類
- ・ 役員等名簿
- ・ 現況報告書（規則第 2 条の 41 第 1 号から 13 号まで及び第 16 号に掲げる事項）（注 2）

（注 2）現況報告書の様式については、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児発 0329 第 6 号・社援発 0329 第 48 号・老発 0329 第 30 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるところによる。

なお、公表の範囲については、法人の運営に係る重要な部分（注 3）に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分（注 4）を除く。

（注 3）法人の運営に係る重要な部分ではないことによる省略は、計算書類及び役員等名簿については想定されないが、現況報告書の様式はこの規定を踏まえ定められている。

（注 4）個人の権利利益が害されるおそれがある部分としては、役員等名簿における個人の住所の記載や現況報告書における母子生活支援施設、婦人保護施設等の所在地（公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある）がある。

インターネットの利用による公表については、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載によるが、計算書類及び現況報告書については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる（規則第 10 条第 3 項）。

社会福祉法

（情報の公開等）

第 59 条の 2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第三十一条第一項若しくは第四十五条の三十六第二項の認可を受けたとき、又は同条第四項の規定による届出を

したとき 定款の内容

- 二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準
- 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

社会福祉法施行規則

(事業の概要等)

第二条の四十一 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉法人に関する基本情報
- 二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における評議員の状況
- 三 当会計年度の初日における理事の状況
- 四 当会計年度の初日における監事の状況
- 五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況
- 六 当会計年度の初日における職員の状況
- 七 前会計年度における評議員会の状況
- 八 前会計年度における理事会の状況
- 九 前会計年度における監事の監査の状況
- 十 前会計年度における会計監査の状況
- 十一 前会計年度における事業等の概要
- 十二 前会計年度末における社会福祉充実残額（法第五十五条の二第三項第四号に規定する社会福祉充実残額をいう。）並びに社会福祉充実計画（同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の策定の状況及びその進捗の状況
- 十三 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況
- 十四 第十二号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠
- 十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画
- 十六 その他必要な事項

(公表)

第10条 法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

- 3 法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。
 - 一 法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類
 - 二 法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十四号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）